

不穏時の対応

何かしらの外的要因で利用者が興奮状態になり自制が効かなくなった場合
本人、利用者自身の安全確保、他者の安全確保を第一優先で行う。

不穏になっている利用者を発見した時はサービス管理責任者へ連絡し
利用者の様子を見たまま伝え指示を受ける。

(サービス管理責任者と連絡がつかない場合は管理者へ)

会話ができそうな利用者へは落ち着くよう声をかけ

(どうしました?大丈夫ですか?などで良い)

不穏に至った経緯などを傾聴する。

その際、共感、理解、を示し、否定発言はしない。

交流室で行い、安全確保、行動に注意する

不穏時の頓服があるようなら促す。

可能であれば最近の生活(食思、睡眠、内服、ストレスなど)を質問する。

居室で休むよう促し、休んだのを確認する。

その際、危険物は本人の許可を得て一度預かる。

(許可が得られない場合は頻回に訪室し安全確認を行う)

この場合の危険物は自傷できる可能性のあるもの

刃物(無断で持ち込んでいる可能性あり)

紐・ストッキング・ゴム・陶器・ガラス製品など

経過を管理者、サービス管理責任者 訪問Ns 主治医にも報告する

